

家庭的保育事業の認可について

本市では、令和元年度当初入所において、申込者数の急激な増加により国基準で49人の待機児童が発生し、また、翌令和2年度の当初入所においても国基準で2名の待機児童が連続して発生する状況となりました。

市としては、出生数は減少傾向にあり、また、昨今のコロナ禍の経済悪化の状況もありますが、今後とも国策でもある女性の就業率向上の傾向は中期的に続き、保育所への申込率も高い水準を維持するものと考えています。

このため、令和2年5月1日には、市内初となる小規模保育事業所の開設に踏み切りました。地域型保育事業の目的としては、保育需要の高い0～2歳児を対象として、多様なスペースを利用し、様々な主体によって質の高い保育を提供することが挙げられます。

この度、令和2年12月4日に当会議にてご報告申し上げました、地域型保育事業の一つである家庭的保育事業について、下記のとおり認可に係る申請がありました。

実施者の横濱優子氏は、本市が実施する昼間里親の1人であり、現在も居宅において3名の児童を保育されておられます。今般、令和3年4月1日から家庭的保育事業に移行したいという希望があったことから、この間、実施者と認可に向けて調整を行ってまいりました。

児童福祉法第34条の15第2項により市が認可をするにあたっては、城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び児童福祉法第34条第3項による基準に適合するかどうかを審査する必要があり、認可申請に係る書類及び現地確認により、上記基準に適合していることを確認いたしました。

そこで、児童福祉法第34条第4項に基づき、「市町村は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。」とあることから、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者で構成している子ども子育て会議に対し、認可にあたりご意見を伺うものです。

記

- | | |
|----------|----------------------------|
| 【施設名】 | にこにこ保育園 |
| 【実施者】 | 園長 横濱 優子 |
| 【事業所所在地】 | 城陽市寺田深谷 57 の 86 |
| 【事業所概要】 | 定員5名（0歳児：1名、1歳児：2名、2歳児：2名） |
| 【開所予定日】 | 令和3年4月1日 |

- 【連携施設】**
- ①保育内容に関する支援
学校法人城陽学園 佐伯幼稚園
 - ②代替保育の提供
すまいる保育園城陽
 - ③卒園後の受け皿
学校法人城陽学園 佐伯幼稚園
すまいる保育園城陽
- 【施設整備】**
- | | |
|-------|---------------------|
| 専用保育室 | 約 40 m ² |
| 調理室 | 設置 |
| 便所 | 設置 |

<添付書類>

- ・重要事項説明書
- ・保育方針
- ・平面図、写真